

練馬区立こども発達支援センターにおける
重症心身障害児通所支援事業（ちゅうりっぷ組）の拡充について

練馬区立こども発達支援センターでは、重症心身障害児等を対象とする児童発達支援クラス「ちゅうりっぷ組」を実施しております。ちゅうりっぷ組では、これまで親子通所のための対応となっておりましたが、令和7年9月以降、単独通所が可能な4歳児以上の重症心身障害児（医療的ケアが必要な児を含む）については、お子様のみでの通所にも対応いたします。つきましては、下記のとおり、事業概要をご案内いたしますので、ご希望の場合は、こども発達支援センターの「ちゅうりっぷ相談担当」までお問合せください。

児童福祉法に基づくサービスのため、利用にあたっては通所受給者証（ピンク色の受給者証）が必要となります。また、法令上の規定による自己負担があります。

事業概要	
事業内容	重症心身障害児等を対象とする児童発達支援
対象児童	・就学前の児童（2歳児～5歳児） ・重症心身障害児 ・未歩行など、運動発達がゆっくりな児童
実施可能な医療的ケア	たんの吸引、経管栄養、導尿、血糖測定・インスリン投与、常用薬の与薬、けいれん時の処置 ※酸素療法や人工呼吸器管理など、上記の医療的ケア以外の内容については対応できません。 ※医療的ケアの実施については、医療的ケア等実施判定会議にて決定します。
定員	1日3名（うち医療的ケア児は1名）
場所	練馬区立こども発達支援センター1階 療育室3
実施日	月曜日から金曜日まで ただし、休日は未就園児クラスの年間計画に準ずる
サービス提供時間	午前10時～午後1時（給食あり）
療育の形態	2～3歳児：親子通所（2・3歳児は時間内分離あり） 4歳児以上：単独通所可能（保護者の希望により、親子通所も選択可）
利用日数	2～3歳児：週2日 4歳児以上：週2日または週5日 ※保育園・幼稚園・他事業所と併用可
送迎	マイクロバスおよびワゴン車による運行 単独通所の場合は、添乗職員が同乗

【お問い合わせ】

福祉部 障害者サービス調整担当課 こども発達支援センター
ちゅうりっぷ相談担当

電話：03-3975-6251（直通） ファクス：03-3975-6252